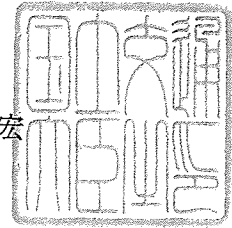


認 定 書

国住指第 635 号
平成 25 年 7 月 4 日

吉野石膏株式会社
取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-3690
2. 認定をした構造方法等の名称
両面ボード用原紙張/せっこう板
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

別 添

1. 材料名

両面ボード用原紙張/せっこう板

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法等

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑
厚さ	12.5 (±1.25) mm
質量	6.0 (±0.6) kg/m ²
含水率	3%以下

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様
両面ボード 用原紙張/ せっこう板	<p>厚さ12.5 (±1.25) mm 質量6.0 (±0.6) kg/m² かさ比重0.48 (±0.05)</p> <p>ボード用原紙： 厚さ0.15 (-0.02) ~0.35 (+0.04) mm 質量100 (-10) ~200 (+20) g/m² 〔紙パルプ 97.0質量%以上 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系, アゾ系等) 3.0質量%以下</p> <p>せっこう板： 厚さ11.8 (-1.18) ~12.2 (+1.22) mm 質量5.63 (-0.56) ~5.80 (+0.58) kg/m² 〔二水石膏 95.9質量%以上 有機質系接着補助剤 (でんぶん系) 2.0質量%以下 有機質系分散剤 (ポリカルボン酸系、メラミン系、ナフタレン系、リン酸系) 0.4質量%以下 有機質系発泡剤 (アニオン系界面活性剤) 0.1質量%以下 有機質系添加剤 (アミノ系) 0.3質量%以下 無機質系添加剤 (リン酸系) 0~0.3質量% 無機質系繊維 (ガラス系) 0~1.0質量%</p> <p>ボード用原紙： 厚さ0.15 (-0.02) ~0.35 (+0.04) mm 質量100 (-10) ~170 (+17) g/m² 〔紙パルプ 97.0質量%以上 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系, アゾ系等) 3.0質量%以下</p>

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

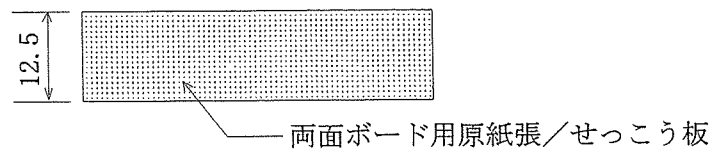


図1 断面図